

14.9.2

第19号

会社側の立場  
従業員との面談記録

## 親愛なる町民諸氏に訴ふ!!!

親愛なる町民諸氏私等三菱の工場に働く労働者が、今回會社に勤願書を提出しました理由に付いては種々に傳えられ色々な流言もあるでしよう。けれども、賢明なる町民諸君は、私等労働者の今日までの奴隸にも劣る、慘めな生活をよく御存じの事と思ひます

日給平均額、九拾銭。

特別賞及普通賞與一日二十九銭。

米一升四拾七錢として二十六銭の補助

日給平均額、九拾五銭。

一日十一時間又は十二時間以上を一ヶ月休み無しに働いても四拾圓に足りない

のです。これで、一家五人の者が生きて行く事が出来るでしようか。

物價は益々騰貴する、會社は不景氣を實に労働條件を低下し收入は益々減つてゆ

くけれど、私等は隱忍自重して參りました。

もう今日では生活でなく生きて行く事すらも、困難になり辛抱ができないなりまし

たのです。其に反して會社は今年度上半期純益金一銅五分餘り（六拾貳萬圓餘）繰

越金五拾萬圓餘を得て居ります。それにも關らず労働者はなぜ生活に苦しむのでしょ

う。それのみでなく諸君も御存知の様に、私等從業員一同は相互扶助と福利増進の

爲に、工友會を組織して参りました。

今回會社は不當にも撤いたる事を言實に幹部を解雇したのです。我等労働者が解

雇される事は死刑の宣告も同様です。何にが爲に今日追逼情主教を唱える會社が、斯

の如き暴舉に出たのでしよう。

それはいふまでもなく工友會をツアサンとして、斯の如き暴舉!!! 壓迫!!! 追害!!! を以

つて、したのです。賢明なる町民諸君お考え下さい。

散屋、うどん屋等同一商業の人々にも組合をつくつて自分の利益を擁護してゐる

と同様に、今の世の中で誰れ一人助けて呉れるものも無い労働者は、労働者自身が組

合を造つて福利の増進を計る事は、働く者に與えられた當然の権利であります。

今や我が國に於ても政府は労働立法を制定して、労働組合を法人組織として認めん

こしつゝある今日、時代の進行にて勞働者に會社は挑戦したのであります。諸

君も御存じの様に決して私等はここを好むものではありません。

此の生活の底の苦しみ!!! 人として認められず、壓迫と迫害!!!

我等に與えられたものは、肌と死!!! 私等も人間である以上、人間として生きる爲に

今回會社に勤願書を提出したのであります。

今回の問題は私等から起したものでなく會社から斯の如きなされたのであります

町民諸君よ、私等労働者のよくなる事は、町の繁榮であつて永久に町が發展すること

であります。

親愛なる町民諸君の御批判を乞い、あはせて御同情を乞ふ。

大正十四年八月廿五日

高砂三菱製紙株式會社  
従業員一同

三菱製紙株式會社職工動搖二回事件